

社会福祉法人敬和会  
役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬和会の理事、監事(以下「役員」という。)の報酬及び役員、評議員、その他の者の費用弁償について必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 役員及び評議員の費用弁償の額は、理事会、監査、評議員会については、1日あたり8,000円とし、その他については社会福祉法人敬和会旅費規程別表の例を準用し支給する。

2 第三者委員の費用弁償の額は、サービス向上委員会については、一日あたり6,000円とし、その他については第一項と同様とする。

3 評議員選定・解任委員の費用弁償の額は、評議員選定・解任委員会については、1日あたり8,000円とし、その他については第一項と同様とする。

(重複支給の排除)

第3条 常勤の職員が役員並びに委員を兼ねるときは、費用弁償及び役員報酬は支給しない。

(支給方法)

第4条 費用弁償の方法については、社会福祉法人敬和会旅費規程の例による。

(役員報酬等)

第5条 常時勤務する役員には役員報酬、賞与及び退職手当を支給する。

2 役員報酬及び賞与は、定めた報酬額を毎月職員給与と同日に支給し、法令や協定等により控除できるものについてはこれを控除する。

(役員報酬等の算定方法)

第6条 役員報酬は、理事長の就任年数に応じ別表1にて算定する。

2 常勤役員の賞与の額は、役員報酬として算定した月額に、職員の賞与支給率を乗じて算定する。

3 退職手当については、社会福祉施設職員退職手当共済法及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の規定による退職手当を支給する。

4 月途中での就任・退任による報酬の額は、日割りによって算定する。

(公表等)

第7条 当法人は、この規程を社会福祉法に定める報酬等の支給の基準とし、公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(別表1)

理事長就任年数	役員報酬月額(円)
	常勤
～10年未満	600,000
～12年未満	650,000
～14年未満	700,000
～16年未満	750,000
～18年未満	800,000
～20年未満	850,000
20年以上	900,000